

ワクチン接種証明書 発行手続 第1回自治体向け説明会

令和3年6月25日(金)

内閣官房副長官補室
(コロナワクチン接種証明担当)

新型コロナウイルスワクチン接種証明書の発行手続について（案）

1. 接種証明書とは

予防接種法に基づいて市区町村で実施された新型コロナウイルスワクチンの接種記録等を、接種者からの申請に基づき交付するもの

2. なぜ接種証明書が必要なのか

国際的な人的往来における利用の際、予防接種を受けた本人に対して接種事実を証明する接種済証では、英語の表記、記載事項の不足、偽造防止対策といった課題があるため、接種済証とは別にワクチン接種証明書を発行する必要がある

3. 発行主体

予防接種を実施し、個人の接種記録を管理する市区町村において、予防接種法に基づく臨時予防接種（法定受託事務）の一手続として発行する

4. 証明内容

接種証明書には、新型コロナウイルスワクチンの接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と接種者に関する事項（氏名、生年月日、旅券番号など）を記載する

※証明内容の詳細については、今後、諸外国の動向等を踏まえて決定

5. 発行手続の概要

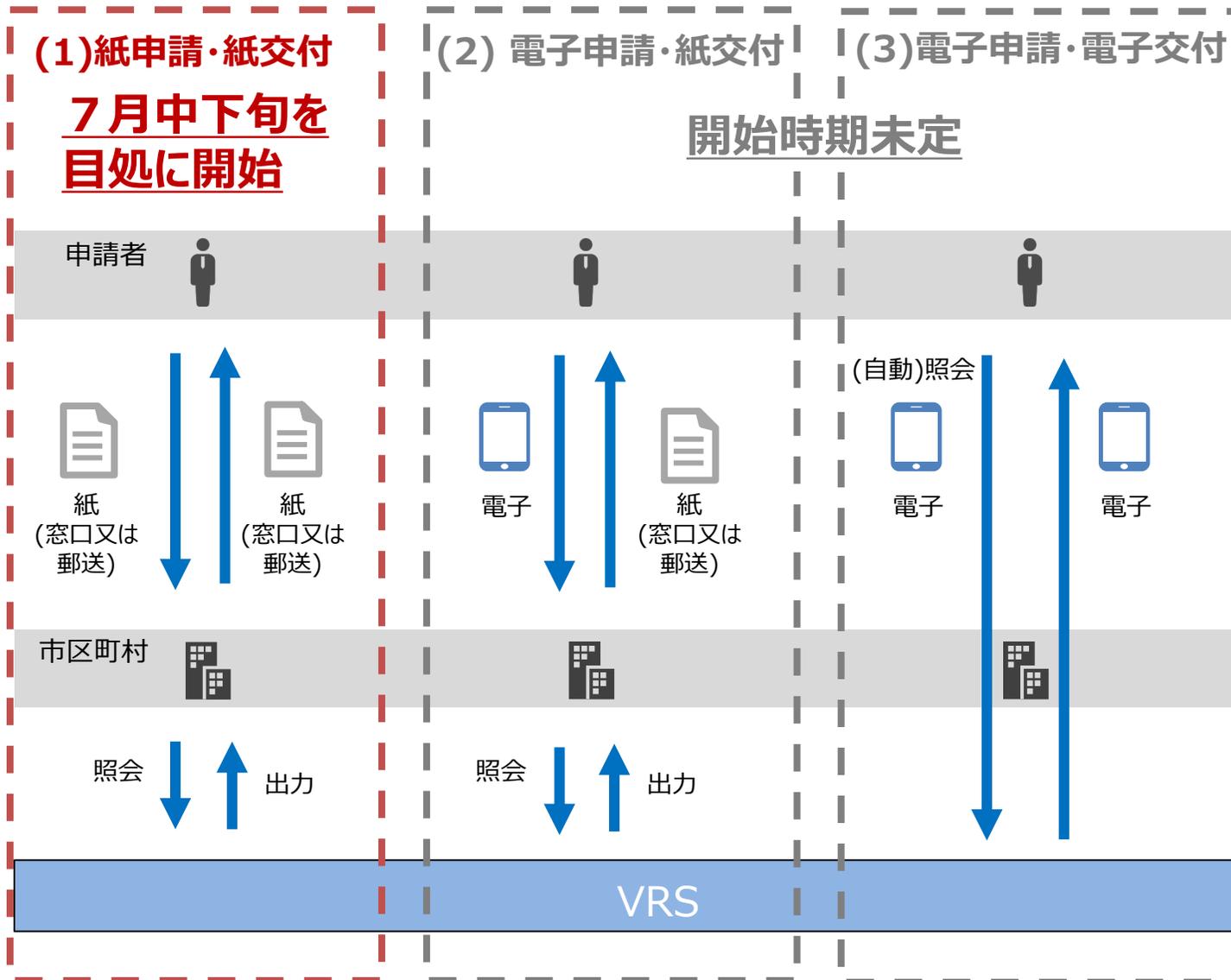
- ①窓口または郵送で申請を受理（将来的には電子申請を可能とすることを目指す）
- ②ワクチン接種記録システム（VRS）を使用して審査・入力
- ③窓口または郵送で証明書を交付（当面、書面での交付とし、将来的には電子化を目指す）

※当面、用途を国外利用に限定し、交付請求時には旅券の提示を必須とするとともに、真に必要な場合のみ取得するよう周知広報

6. 実施時期

本年7月中下旬を目途に書面での交付が可能となるよう準備を進め、交付開始時期は諸外国との調整状況を踏まえて確定

接種証明書発行手順のステップ



利用における電子化

※今後、並行して検討

- 2次元コードの発行
- デジタル証明書アプリとの連携



接種証明書の
2次元コードを
読み取り

証明書アプリ

紙申請・紙交付の手の続の流れ①

1. 申請（窓口又は郵送）



(1) 申請者が、以下の書類を用意 ※郵送の場合、②～⑤は写し（写しについては返却不要）

必須の書類

- ① 申請書（申請書イメージは後述スライドに記載）
- ② 旅券（本人確認および記載事項確認のため）

紛失した場合を除き、持参を求める書類

- ③ 接種券（接種券番号の把握により、接種記録がスムーズに照会できるため）
- ④ 接種済証か接種記録書、又はその双方（接種事実を確認するため）

※ 接種券を紛失した場合、原則、マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーが記載された住民票の写し等）を求める。いずれも提示できない場合は住所の記載された本人確認書類でも可とする。

※ 接種済証や接種記録書を紛失した場合、予診票の写し（本人控え）でも可とする。

なお、接種事実を確認するいずれの書類も提示できない場合でも、接種記録が確認できる限りは接種証明書を発行する必要があるが、この場合は接種記録の確認のために時間を要する場合があることから、原則、これらの書類が必要であることを周知する。

場合によって、必要な書類

- ⑤ 旅券に旧姓・別姓・別名(英字)の記載がある場合 旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類
- ⑥ 代理人による請求の場合 委任状
- ⑦ 郵送の場合 返信用封筒（申請者が切手貼付、返送先住所を記載し提出）と住所の記載された本人確認書類

(2) 申請者が、(1)の書類を準備して、接種を実施した市区町村の窓口を訪問、又は郵送

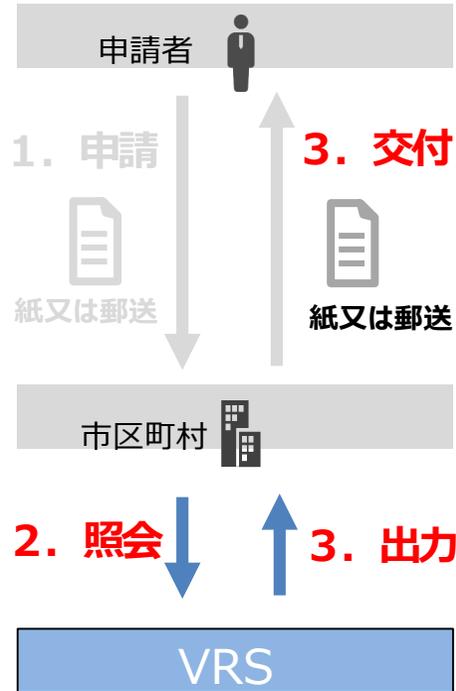
(3) 窓口担当者が(1)の書類を確認

【確認内容】

- ・接種券・接種済証から、自自治体の住民の接種か確認
- ・書類の不足、記載ミス等の不備がないか確認

紙申請・紙交付の手の続の流れ②

※ 2 及び 3 は、すべて市区町村が行う手続



2. 照会

- (4) 端末からVRSにアクセス (LGWAN系のネットワークからアクセス可能)
- (5) (1) の書類の内容をもとに、VRSにて、下記①～③いずれかの情報を入力し、接種記録を照会
 - ① 接種券番号
 - ② マイナンバー **【VRS改修予定】**
 - ③ 氏名・生年月日・性別の3情報 (接種券番号、マイナンバーのいずれも不明な場合)
- (6) 照会でヒットした対象者の接種記録と、提示等された書類との一致確認

3. 出力・交付 (窓口又は郵送)

- (7) 旅券記載の旅券番号、ローマ字氏名、国籍等を入力 **【VRS改修予定】**
- (8) VRSに表示される接種証明書のプレビューを確認し、出力内容を確定 **【VRS改修予定】**
- (9) 偽造防止用紙を用意し、接種証明書を印刷
- (10) 印刷された接種証明書を申請者に手渡し、記載内容を申請者に確認してもらう
※ 郵送の場合：印刷された接種証明書を返信用封筒に入れて郵送

接種証明書交付申請書（イメージ）

新型コロナウイルスワクチン接種証明書交付申請書	
●●市区町村長 宛	
年 月 日	
① 窓口に来た人 (あなたの氏名)	フリガナ
	氏 名
	連絡先電話番号 (- -)
② 請求者 (証明を必要とする人)	<input type="checkbox"/> 上記（窓口に来た人）と同じ
	フリガナ
	氏 名
	①あなたと ②請求者の 関係
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫・妻 <input type="checkbox"/> 父母・子 <input type="checkbox"/> 祖父母・孫 <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先電話番号 (- -)	
③ その他	渡航予定 国・地域

注意 旧姓・別姓・別名の併記がある日本の旅券の場合は、原則、それらを確認できる書類が必要です。

VRS画面イメージ

対象者の検索
検索方法を選択してください

マイナンバー 接種券番号 「氏名」 など

接種券番号を入力してください:
例: 1234567890123

次へ

接種券番号での照会

対象者の検索
検索方法を選択してください

マイナンバー 接種券番号 「氏名」 など

マイナンバーを入力してください:
例: 1234567890123

本人同意

次へ

マイナンバーでの照会

対象者の検索
検索方法を選択してください

マイナンバー 接種券番号 「氏名」 など

氏名を入力してください: (カナ)

セイ セイ

生年月日を入力してください

年 月 日

生年月日を入力してください

女性 男性 その他

次へ

3情報での照会

該当するデータが見つかりました

転出元自治体: 北海道函館市

氏名: 患者 良子

生年月日: 1985年02月19日

性別: 女性

接種券番号: 1234567890

接種日: 2021年03月02日
ワクチン: ファイザー
ロットNo.: CTMAVXXXX
接種自治体: 北海道函館市
接種会場: 中央病院

接種日: 2021年04月06日
ワクチン: ファイザー
ロットNo.: CTMAVXXXX
接種自治体: 北海道函館市
接種会場: 中央病院

戻る 次へ

照会結果

追加情報入力

パスポートの情報を追加しますか?
 はい いいえ

旅券の国籍(Nationality)を選択してください

日本(JAPAN) 外国

姓 (Surname)

患者 ローマ字 (パスポートと同じ)

名 (Given name)

良子 ローマ字 (パスポートと同じ)

[+ 情報を追加する](#)

旅券番号 (Passport No.)

半角文字

戻る 次へ

追加情報入力

新型コロナウイルスワクチン接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓)名
[Surname(Former surname) Given name]
内閣(総理) 太郎
[NAIKAKU(SOURI) TARO]
生年月日 [Date of Birth (YYYY-MM-DD)]
1980-01-01
国籍 [Nationality]
Japan
旅券番号[Passport Number]
TR1111111

1回目 [First Dose] 2回目 [Second Dose]

ワクチン

サンプル
(後述スライド参照)

製造番号 [Lot Number] 製造番号 [Lot Number]
CTMAVXXXX CTMAVXXXX

接種日 [Vaccination Date] 接種日 [Vaccination Date]
2021-06-30 2021-07-25

接種国 [Country of Vaccination] 接種国 [Country of Vaccination]
日本 [Japan] 日本 [Japan]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
〇〇県●●市長 [Mayor of ●● City, 〇〇 Prefecture]
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare,
Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier] 証明書発行日 [Issue Date]
123456-20210801-000001 2021-08-01

戻る 印刷

発行内容プレビュー

接種証明書 (イメージ)

新型コロナウイルスワクチン接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19

人定事項

姓(旧姓) 名
[Surname(Former surname) Given name]
内閣(総理) 太郎
[NAIKAKU(SOURI) TARO]
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)
1980-01-01
国籍 [Nationality]
JAPAN
旅券番号[Passport Number]
TR1111111

将来的に
二次元コードを
搭載予定

接種記録

1回目接種 [First Dose]
ワクチン種類 [Vaccine Type]
COVID-19 mRNA
メーカー [Manufacturer]
ファイザー
[Pfizer/BioNTech]
製品名 [Product Name]
コミナティ
[COMIRNATY]
製造番号 [Lot Number]
CTMAVXXXX
接種日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)
2021-06-30
接種国 [Country of Vaccination]
日本
[JAPAN]

2回目接種 [Second Dose]
ワクチン種類 [Vaccine Type]
COVID-19 mRNA
メーカー [Manufacturer]
ファイザー
[Pfizer/BioNTech]
製品名 [Product Name]
コミナティ
[COMIRNATY]
製造番号 [Lot Number]
CTMAVXXXX
接種日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)
2021-07-25
接種国 [Country of Vaccination]
日本
[JAPAN]

証明主体

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
〇〇県●●市長
[Mayor of ●● City, 〇〇 Prefecture]
日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]
123456-20210801-000001

証明書発行日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)
2021-08-01

VRS未登録者への対応

VRS未登録者への対応について

基本的な考え方

1. 予防接種法に基づく接種を受けた者を対象とすることとし、在外日本人一時帰国者等の予防接種法の枠外で接種を受けた者は別途の対応を検討する
2. VRS未登録者であっても、申請資料で接種記録が確認でき、VRSへの登録が可能な場合（＝接種券番号が付番されている場合）には、本人確認を行い、VRSに登録を行った上で、正規の手続により接種証明書を市区町村から発行する
3. VRSに登録できず（＝接種券番号が付番されていない場合）、VRSからの接種証明書を発行できない場合であっても、申請資料で接種記録が確認できる場合には、手入力と同様の事項を証明する証明書を市区町村から発行する

VRS未登録者への対応について

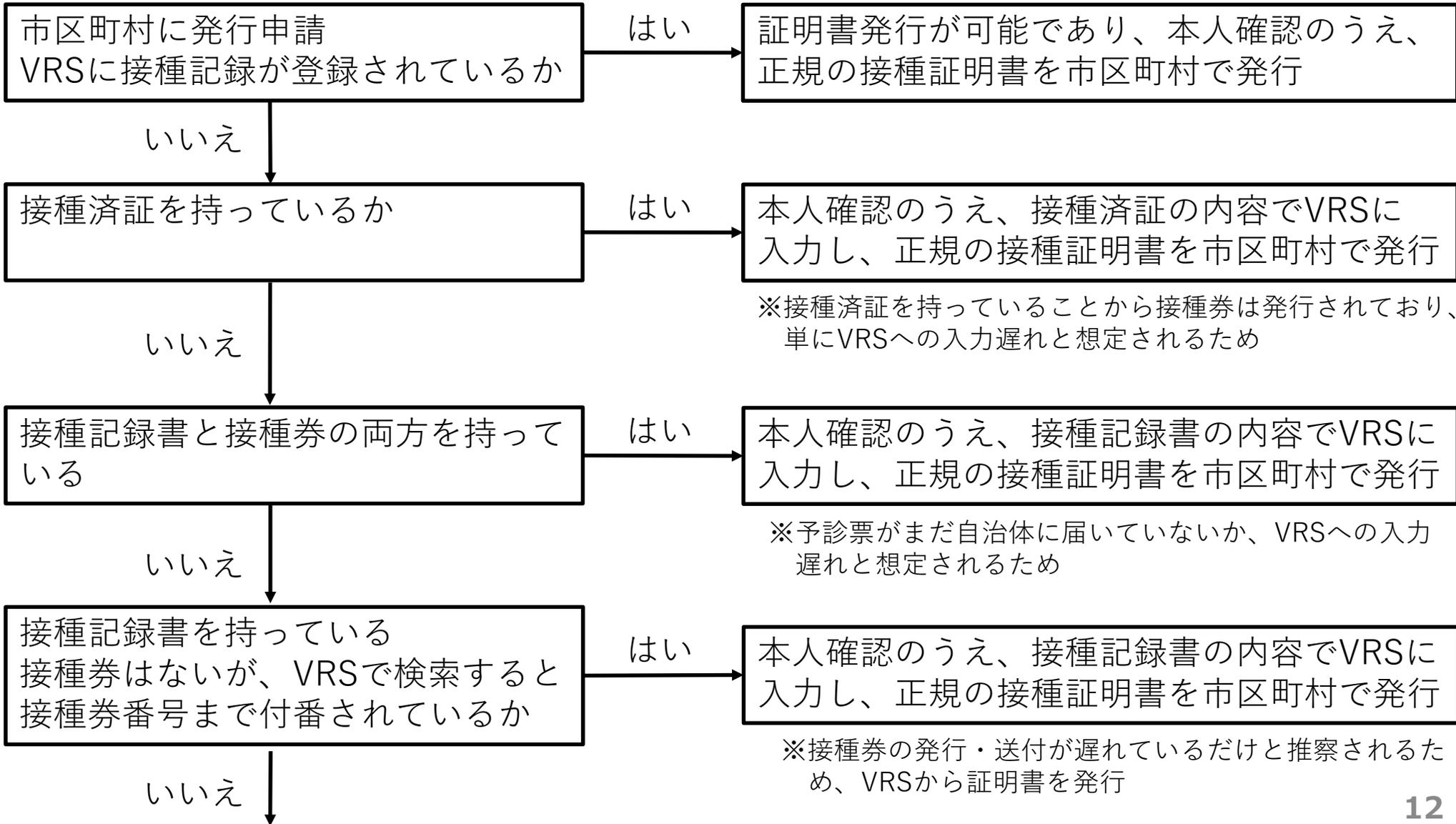
< VRS未登録者のカテゴリー >

	接種券・接種の事実を証明するもの	VRSへの登録
①医療従事者等の先行・優先接種者 (ファイザー/モデルナ)	接種券付き予診票 接種記録書	接種から2~3か月後
②五輪関係者 (ファイザー)	同上	同上
③職域・学校接種者 (モデルナ)	接種券付き予診票 接種記録書	接種から2か月未満
	市区町村発行接種券 接種済証	
④在外日本人一時帰国者 (ファイザー/モデルナ)	—	登録せず (市区町村で接種券を発行した者を除く)
⑤米軍接種を受けた在日米軍従業員 (ファイザー/モデルナ)	—	未定
⑥ワクチンの輸入等により接種した者 (ワクチン不明)	—	登録せず
⑦国内治験参加者 (ファイザー/モデルナ/アストラゼネカ)	(ワクチンメーカー)	登録せず

予
防
接
種
法
の
対
象
外

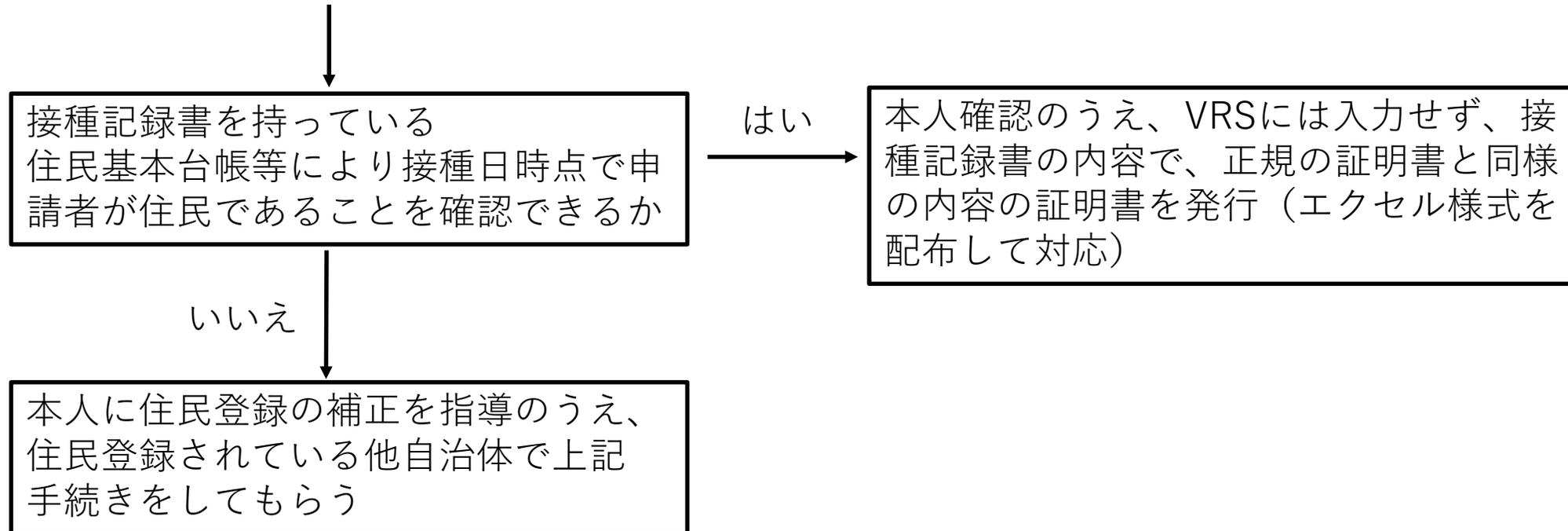
VRS未登録者対応の事務フロー①

【VRSから証明書を発行するケース】



VRS未登録者対応の事務フロー②

【VRSから証明書が発行できないケース】



Q&A

発行される接種証明書について

このような証明書を発行することは、接種を受けない人への差別につながるのではないか

ワクチン接種証明書については、あくまで接種を受けた本人の接種の事実を証明するものであるため、発行それ自体が差別につながるものではないと考えています。一方で、接種証明書の活用については、接種を受けない方への不当な差別につながらないようにすべきもので、周知などに努めてまいります。

証明書の利用方法、特に国内での利用についてどう考えているのか

当面は、諸外国への入国時の防疫措置の緩和等のため、諸外国にワクチン接種証明書の提示を求められた場合に提示するものとしての利用を想定しています。国内では、この証明書がなくても、接種済証で接種の事実は確認できます。これらの利用を考える際には、接種を受けない方への不当な差別につながらないようにするなど様々な論点に十分留意する必要があるものと考えています。

証明書に有効期限は設けるのか。ワクチン接種の効果がある期間は

ワクチン接種証明書については、あくまで接種を受けた本人の接種の事実を証明するものであることから、それ自体に有効期限を設けるものではありません。記載事項をどのように評価し活用するかは、一義的には証明書の提示を受ける側（相手国等）が判断することです。

なお、ワクチン接種効果については、臨床試験等において、発症予防、重症化予防の効果が認められていますが、感染予防効果およびその効果が持続する期間については、現時点で十分な科学的評価は示されていないものと承知しています。
※感染予防効果について、結果の信頼性に制約はあるものの、海外では一定の効果を示唆する報告も見られます。

発行される接種証明書について

接種証明書ではどのような偽造防止対策を行うのか

当面は住民票の写しなどで活用いただいているコピー防止機能のついた偽造防止用紙を利用することを想定しています。将来的には、国際的に互換性のある仕様による2次元コードを載せることを検討しています。

発行する証明書は、どの国でどのような緩和措置が認められるのか

現在、我が国が発行する接種証明書を受入れ、防疫措置等を緩和してもらうべく、各国の接種証明書及び制限緩和措置に関する情報収集等を行っているところです。我が国が発行する証明書を所持することによる具体的な緩和措置は、最終的には各国の判断によることとなりますが、一般論でいえば、入国時の隔離期間の短縮又は免除や出発前PCR検査陰性証明の提出および到着時のPCR検査の免除といった措置が考えられます。具体的に利用が可能となる対象国・地域及びその緩和措置については、適時情報提供することとなります。

発行開始について、国民にどのように周知していくのか

報道発表のほか、Webサイトで広く情報を公開するなど、情報提供に努めます。自治体においても周知広報を行っていただくようお願い致します。

事務負担の見込みについて

証明書の発行数はどの程度が見込まれるのか

諸外国における防疫措置の状況や、国内におけるワクチン接種状況、感染状況等により影響を受けると考えられるため、現時点で正確な見込みを立てることは困難ですが、出入国在留管理庁の統計によれば、海外在住の日本人を含め出国した日本人の数は、コロナ禍の令和2年度月平均で月間約2万6千人です。ただし、現時点で証明書により防疫措置の免除等を受けられる国は限定的なので、海外渡航者が全員発行を受けるわけではありません。

※ 令和2年度中で最も多い令和3年1月：約4万8千人、令和元年度月平均：167万人

※ ただし、この出国者数は同月に複数回出国した者も計上されており、接種証明書は基本的に1度交付すれば一定期間は再交付が想定されません。

再発行を認めるのか。その際に制限は認めるか

接種証明書の利用場面では、提出でなく、あくまで提示が想定されるため、1度の申請に付き原則1部を発行とします。再度申請がある毎に、1部発行し、申請回数の制限は設けません。

窓口申請の場合、その場での交付が必要か

後日交付とすることも可能です。

1回しか接種されていない人の証明書も発行できるのか

1回目と2回目を異なる自治体で接種された人の証明書を出力するために、1回しか接種記録が登録されていない人に対しても接種証明書は発行可能となっています。

事務経費の負担について

証明書の発行にかかる事務経費の負担は

今般の接種証明書の発行事務は、発行を希望する者に対してのみ発行するものであり、全国統一的に実施するものであることから、本来的には全国統一的に手数料を課す性質とも考えられますが、今般の証明書の発行は、予防接種法に基づく法定受託事務として全額国費負担で実施している新型コロナワクチン接種と一体的な事務として行うものであることを踏まえ、その発行に係る事務費は国費で措置する方向で調整しており、当面の間、申請者へは手数料を求めないことを想定しています。

なお、今後の手数料の取扱いについては、今後のワクチン接種自体の法的位置づけや接種事務全体の国費措置の状況等を踏まえつつ、将来的な手数料の是非について、その時期等を含めて今後検討してまいります。

将来的な対応について

次年度などに再度接種が必要となった場合、新たに自治体が接種券番号を発行することとなるが、この場合の接種券番号は新たに採番した最新の接種券番号の証明書のみ発行されるのか、過去の接種券番号についても証明書の発行ができるのか

1人に対して複数の接種券番号が採番されたときの対応については、今後検討してまいります。

接種証明発行事務についてはワクチン接種が落ち着いた後も相当期間（次年度以降も）は事務が継続することが想定されるが、接種証明の発行事務については概ねどの程度の期間行われることが想定されているのか。また、接種証明発行事務が継続する限りVRSのデータの管理も継続するというだけでよいか。

接種証明書の交付は新型コロナワクチン接種事務と一体的な実施体制の下で行うものであること等から、次年度以降の新型コロナワクチン接種事務の取扱い等を踏まえ、検討してまいります。

手続について不明点がある場合は、どこに問い合わせればよいか。

接種証明書の検討は、内閣官房で全体の調整を図っております。
内閣官房（vaccinercert.t9j@cas.go.jp）までご連絡ください。
事務連絡、説明会資料については、厚労省Webサイトに掲載いたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

市区町村において検討・準備を お願いしたい事項

市区町村において検討・準備をお願いしたい事項

1. 申請受付・交付方法の決定

- 受付方法（窓口か郵送か、どの窓口で受け付けるか）
- 交付タイミング（即日か後日か）

2. 申請受付体制

- 本人確認、記載内容確認等を行える体制の準備

3. 審査・入力・発行体制

- 申請書類をもとに、VRSで照会・入力・発行（印刷）を行える体制の準備
- 印刷準備（プリンタや偽造防止用紙の用意）

4. 交付

- 証明書の交付（窓口・郵送）を行える体制の準備

5. 周知・広報

- 市区町村ホームページや広報紙等で、申請方法、申請先等の案内

今後の予定

今後の予定

6月30日（水）

第1回説明会 質問締め切り

※頂いた質問の中から第2回説明会で取り上げさせていただく予定です。
質問は、以下のメールアドレス宛に送付お願い致します。

vaccinecert.t9j@cas.go.jp

7月9日（金）

第2回説明会（予定）

※詳細な事務手続の案内等

7月中下旬

証明書発行手続受付開始（予定）